

10 人権教育

徳島県においては、「すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会」の実現をめざして、平成16年12月に「徳島県人権教育・啓発に関する基本計画」を策定した。学校教育・社会教育においては、平成16年度に策定された「徳島県人権教育推進方針」（平成26年一部追記）に基づき、平成20年に文科省が公表した「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕及び策定以降の補足資料」（以下〔第三次とりまとめ〕という。）や人権教育指導者用手引書「“あわ”人権学習ハンドブック」等の活用促進を図りながら人権教育の推進・充実に努めている。

(1) 人権教育の基本的な考え方

① 人権教育とは

人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動（「人権教育・啓発推進法」より）

【涵養：自然に水がしみこむように養い育てること】

② 学校における人権教育の目標

「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること。（〔第三次とりまとめ〕より）

③ 学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進

人権教育については、「生きる力」を育む教育活動の基盤として、各教科、道徳科、特別活動及び総合的な学習（探究）の時間や、教科外活動等のそれぞれの特質を踏まえつつ、教育活動全体を通じて推進することが大切である。（〔第三次とりまとめ〕より）

④ 人権教育を通じて育てたい資質・能力

〔第三次とりまとめ〕では、人権教育を通じて培われるべき資質・能力を次の三側面で捉えている。

知識的側面	人権教育により身に付けるべき知識は、自他の人権を尊重したり人権問題を解決したりする上で具体的に役立つ知識である。 ・自由、責任、正義、個人の尊厳、権利、義務などの諸概念についての知識 ・人権の歴史や現状についての知識 ・国内法や国際法等々に関する知識 ・自他の人権を擁護し人権侵害を予防したり解決したりするために必要な実践的知識 など
価値的・態度的側面	人権教育が育成をめざす価値や態度は、人権感覚に深く関わり、その育成がなされるときに、人権感覚が高められることにつながる。 ・人間の尊厳の尊重 ・自他の人権の尊重 ・多様性に対する肯定的評価 ・責任感 ・正義や自由の実現のために活動しようとする意欲 など
技能的側面	人権教育が育成をめざす技能は、人権に関わる事柄を直感的に感受し、共感的に受け止め、それを内面化することが求められる。 ・コミュニケーション技能 ・合理的・分析的に思考する技能 ・偏見・差別を見きわめる技能 ・相違を認めて受容できるための諸技能 ・協力的・建設的に問題解決に取り組む技能 ・責任を負う技能 など

⑤ 人権教育における指導方法の基本原則

人権感覚を育成する基礎となる価値的・態度的側面や技能的側面の資質・能力に関しては、言葉で説明して教えることができるものではなく、児童生徒が自ら主体的に、他の児童生徒とともに学習活動に参加し、協力的に活動し、体験することを通してはじめて身に付くといえる。つまり、人権教育の指導方法の基本原則として、児童生徒の「協力」、「参加」、「体験」を中核に置き、児童生徒が自分で「感じ、考え、行動する」こと、つまり、主体的、実践的に学習に取り組むことが不可欠なのである。〔第三次とりまとめ〕参考)

【参考】「徳島県人権教育推進方針」より

本県においては、これまで「徳島県同和教育基本方針」（平成3年〈1991年〉5月策定）に基づき、積極的な同和教育の取り組みを進めてきました。その結果、課題は残されているものの、差別意識の解消が進むとともに、広く人権意識の高揚が図られてきました。〈中略〉また、平成11年(1999年)3月、『人権教育のための国連10年』徳島県行動計画」が策定されてからは、同和教育とともに人権教育も進められてきました。

平成14年(2002年)3月には、「地対財特法」の失効に伴い、徳島県同和问题懇話会の答申「徳島県における今後の同和行政のあり方について」（平成13年〈2001年〉12月）を受けて、「同和问题の解決に向けて（基本方針）」が策定されました。この基本方針には、「同和问题に関する差別意識の解消に向けた教育・啓発事業については、これまでの同和教育や啓発の中で積み上げられてきた成果や国の方向性等を踏まえ、より効果的に展開するため、『人権教育のための国連10年』徳島県行動計画や現在、国において策定中である『人権教育・啓発の推進に関する法律』に基づく人権教育・啓発に関する基本計画等との関連に留意しつつ、人権教育・人権啓発に再構築し、その中で同和问题を人権問題の重要な柱として捉え、積極的に推進する。」との方針が示されました。〈中略〉

県教育委員会では、このような流れを受け、これまでの差別意識の解消に向けた教育を、すべての人の人権を尊重していくための人権教育として発展的に再構築することとしました。再構築とは、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消をめざし、人権意識の高揚を図る教育に束ね直すことを意味します。〈中略〉今後の人権教育は、同和教育がめざしてきた差別解消と人権確立の視点をさらに発展させ、すべての人の共生・共存と自己実現にかかわる営みとして、より体系的で普遍性をもった教育として推進されることが大切です。〈中略〉

今後、すべての人の基本的人権が真に尊重される社会づくりをめざす意味で、より一層総合的な視野に立った人権教育を推進する必要があることから、ここに、「徳島県人権教育推進方針」を策定するものです。

(2) 人権教育推進上の留意点

- ① 人権に関する学習を教育課程に位置付け、教職員の共通理解のもとに人権教育年間計画を作成し、計画的・組織的に人権教育を推進する。
- ② 人権に関する知的理解とともに、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、それらを鋭く見抜く感性や人権尊重を基盤に置いた態度や行動が無意識のうちに現れるような人権感覚を育成する。
- ③ 普遍的な視点と個別的な視点の双方からの取組を進めることとし、これら二つの視点を常に念頭に置いた学習を組み立てるようにする。
- ④ 個別人権課題の学習を進めるに当たっては、できる限り多くの課題に視野を広げる。また、それぞれの人権課題を別個のものとして捉えるのではなく、互いの関連性に着目しながら課題解決に向けた学習を進める。

- ⑤ 我が国固有の人権問題である同和問題については、「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年施行）の趣旨を踏まえ、人権問題の重要な柱と捉え、その解決に向けた系統的で持続的な取組を、全ての学校において積極的に推進する。
- ⑥ 全ての教職員が人権尊重の理念についての認識を深め、実践に結び付く指導力を身に付けるため、研修の充実を図る。
- ⑦ 教職員自身が個人人権課題の当事者などの思いを十分に理解するとともに、賤称語などの差別語等への正しい認識を深め、日々の生活の中にある人権に関する問題を鋭く見抜く人権感覚を磨く。
- ⑧ 人権教育を実効あるものとするため、学校・家庭・地域が緊密な連携を図り、より効果的な人権教育が推進できる協力体制を築く。
- ⑨ 人権教育の取組について定期的に点検・評価を行い、主体的な見直しを行う。点検・評価は、学校評価等に位置付け、学校全体の組織的な取組として実施する。

(3) 人権尊重の精神に立った学校づくり

学校における人権教育の効果を上げるためには、まず、その基盤となる教育・学習の場そのものの在り方として、人権尊重を徹底している必要がある。人権学習の充実はもちろん、日々の学習活動をはじめ、人間関係づくりや環境づくり、様々な教育課題解決に向けた取組など、日常の全ての教育活動を、人権が尊重された教育として実施していること、そして、人権尊重の視点に立った取組を子どもが実感できていることが大切である。

☐ 「学習活動づくり」

一人一人が大切にされる授業づくり 互いのよさや可能性を発揮できる取組

○ 間違った答えが認められる教室 ○ 聴くことの大切さが浸透している教室 など

☐ 「人間関係づくり」

互いのよさや可能性を認め合える仲間づくり

○ 教師と児童生徒の信頼関係 ○ 互いが認められる ○ 自尊感情 など

☐ 「環境づくり」

児童生徒が安心して過ごせる学校や教室づくり

○ 自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを実感できる

① 信頼関係や温かい人間関係を築く

人権に関する学習は、温かい人間関係が確立された学級・ホームルームにおいて、その効果が発揮される。日常の学校生活の中で子どもと教師の信頼関係や子ども同士の間人間関係を築き、一人一人が自分の思いや願いを伸び伸びと表現できる環境をつくっていくことが大切である。

子どもと教師の信頼関係は、教師が子どもから信頼され、一人一人を大切にしたい教育実践から築かれるものである。一人一人の子どもの大切さを改めて強く自覚し、一人の人間として接していかなければならない。子ども同士の間人間関係も、日々の学校生活の中で、互いの人権を尊重した触れ合いの中から築かれるものである。そうした日々の実践を通して、学級・ホームルームに温かい人間関係を築くことが大切である。

② 子どもと共に考え、悩み、感動を共有し、学び合う姿勢を大切にする

「教師が変われば子どもも変わる」と言われるように、教師の言動は子どもの人間形成に大きな影響を及ぼす。教師自身が子どもと共に考え、悩み、感動し、共に学び合うという姿勢で学習に臨むことによって、子どもの心は開かれ、意識が変容していくものと考えられる。

ア 子どもの理解（幼児児童生徒理解）に努める。

教師は、子どもが今、何に悩み、何を求めているか、今、何に感動し、何に憤りを感じているかなど、きちんと受け止めて聞き、子どもの意識を共感的に受け止め、そこから、学習を組み立てることが大切である。

教師の意図（期待や必要感）が先行する形で学習を組み立てることも大切であるが、まず教師が子どもの意識や心情を把握し、実態を踏まえることが基本となる。

イ 感動を共有する。

資料の内容について教師が感動することは、大切なことである。日頃から温かい人間関係や信頼関係を築き、教師自らが感性を磨き、子どもと共に学ぼうとする姿勢をもつことが大切である。また、教師が一人の人間として自らを見つめ、自らの在り方を問い、自らを語ることも大切である。そうした人間性豊かな教師の指導があつてこそ、子どもの安心感や信頼感に結び付く。

(4) 人権学習における学習指導案の書き方

ここに示した指導案様式は一例である。本案を参考としながら、各学校の創意・工夫を生かし、教職員間で十分な共通理解を図る中で作成に当たっていただきたい。

(参考例)

〇〇科（人権）学習指導案

(教科・科目名等)

〇年〇組（〇〇ホームルーム） 〇〇名

指導者 ○ ○ ○ ○

＊学習指導案の表題について

人権教育は、児童生徒の発達段階に即しながら、学校の教育活動全体を通じて実施するものである。人権に関する学習については、各教科・科目、道徳科、外国語活動（小）、総合的な学習（探究）の時間、特別活動の特質に応じ、教育課程に位置付けて展開することが大切である。したがって、学習指導案の表題は、「〇〇科」などの教科・科目名等を先に表記し、これが人権学習として展開されるものであることを「(人権)」の形で併記する形式を標準とする。

なお、人権に関する学習の呼称については、「人権学習」「人権問題学習」の二通りが考えられるが、普遍的な視点と個別的な視点の双方が含まれる意味合いにおいて「人権学習」と呼ぶことを標準とする。

1 主題（単元）

2 主題設定の理由（単元設定の理由）

なぜその主題を設定するに至ったかの理由や背景を簡潔に記述する。具体的には、児童生徒の実態（特に人権の視点から見た学級・ホームルームの実態）や地域の実情、課題解決に向けてのこれまでの取組、学習する人権課題の捉え方、指導に際しての教師の考え方などを記載し、「主題設定の理由」本来の趣旨に則した記述を行う。

3 ねらい（単元の見込み）

複数の時数を充てて単元構成をする場合の単元全体のねらいを、指導者の視点で記述する。

4 指導計画

人権学習としての指導計画を記述する。

「これまでの学習 現在の学習 これからの学習」

「第1次 第2次 第3次」 など

※学校内で共通理解をしておく。

5 本時の学習

(1) 目 標

「ねらい」に即して、本時の目標を指導者の視点で具体的に記述する。

※道徳科で人権学習を行う場合、目標の後に内容項目（道徳的価値）を記載する。

記載例

ねらいとする道徳的価値	C－(12) 公正、公平、社会正義
-------------	-------------------

(2) 普遍的な学習のテーマ・個人人権課題名

普遍的な視点からアプローチする場合は「普遍的な学習のテーマ」を、また、個別的な視点からアプローチする場合は「個人人権課題名」を記入する。「普遍的な学習のテーマ」だけが書かれる場合、「個人人権課題名」だけが書かれる場合、あるいは、「個人人権課題名」が複数記載される場合や「普遍的な学習のテーマ」と「個人人権課題名」の双方が記載される場合も考えられる。その学習が何をねらうのかによって、定まってくるものであり、かつ相互に連動し合うものであって、個別に切り離して考えればよいというものではない。

《記入例》

普遍的な学習のテーマ …法の下での平等、個人の尊重、人権の概念、人権の尊さ、生命の尊厳、自尊感情の育成、仲間づくり、共生 など

個人人権課題名 ………女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、日本人拉致問題、災害時における人権問題 など

※「普遍的な学習のテーマ」の表記については、特に定まった様式はない。体言止めばかりでなく、文章表記する方法も考えられる。また、記入例はあくまでも参考例であり、これ以外にもたくさんのテーマが考えられる。

※13の個人人権課題の区分に属さない他の個人人権課題を取り扱う場合には、正しくその人権課題名を記載する。

例：性的マイノリティの人権、公害病患者等に対する人権侵害、人種差別の問題、ホームレスの人々に対する人権侵害 など

(3) 展 開

学 習 活 動	指 導 上 の 留 意 点
1 ※児童生徒の視点で記述する。 2 ※自分たちの生活の中にある問題と重ね合わせることができるようにする。	○ ※指導者の視点で記述する。 ○ ※指導者のねらいや展開の方向性が見えるように、指導方法・支援の手立てなどを具体的にできるだけ詳しく記述する。 ※児童生徒が自ら考えることができるよう、指導方法の工夫をする。

(4) 評 価

評価については、本時の目標に照らした評価の観点を記述する。その際には、[第三次とりまとめ]に示されている人権教育を通じて培われるべき資質・能力の三つの側面 ①知識的側面 ②価値的・態度的側面 ③技能的側面について勘案する。ただし、本時のねらいに則して視点を絞ることも考えられるため、必ずしも三つの側面を全て記述する必要はない。

なお、評価については「(3) 展開」内に記載する方法もある。

<参考（引用）文献>

- ・「徳島県人権教育推進方針」平成16年策定 平成26年3月改定 徳島県教育委員会
- ・人権教育指導者用手引書Ⅰ「“あわ”人権学習ハンドブック」平成19年3月 徳島県教育委員会
- ・人権教育指導者用手引書Ⅱ「“あわ”人権学習ハンドブックプラス」平成27年3月 徳島県教育委員会
- ・「性の多様性を理解するために一教職員用ハンドブッカー」平成30年3月 徳島県教育委員会
- ・「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」平成20年4月 文部科学省
- ・「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～」令和3年3月策定、令和4年・5年・6年3月改訂 文部科学省
- ・「人権教育資料を活用した同和問題に関する学習指導案事例集」令和4年3月 徳島県教育委員会

次の資料は、人権教育課や文部科学省のWebサイトからダウンロードできます。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/kenseijoho/soshiki/kyouiku/jinkenkyouikuka/>

徳島県ホームページ→組織から探す→教育委員会→人権教育課

- ・“あわ”じんけん学習ブラッシュアップ事業（各学年の指導案）
- ・社会教育における人権教育資料



- ・家庭学習応援動画「とくしま こころのサポート」
- ・心のセルフケア動画「こころケアちゃんねる じぶんメンテ」
- ・家庭人権学習動画「徳島県じんけんCHANNEL 知ろう！考えよう！あなたのわたしのじんけん」



- ・「生命（いのち）の安全教育」教材及び指導の手引（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html

